

## いじめ防止基本方針

### 長崎市立片淵中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめの早期発見・解消・根絶をめざす。

### いじめ防止に向けた「めざす生徒像」

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒
- 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、あらゆる人権侵害に対して、毅然とした態度で行動することのできる生徒

#### 「PTAとの連携」

- ・PTA総会
- ・評議員会
- ・理事会
- ・校外補導部会
- ・学年、学級理事会
- ・部活動振興会 等

#### 「いじめ対策委員会」

- ・校長・教頭・教務主任
- ・生徒指導主事・学年主任
- ・養護教諭・SC

※必要に応じて関係職員  
や専門家を追加する。

#### 「関係機関との連携」

- ・教育委員会
- ・警察
- ・子育てサポート課
- ・児童相談所・法務局
- ・医療機関・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター
- ・学校評議員 等

### いじめ防止に向けた「基本姿勢」

- いじめは、「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という危機感と「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という共通認識のもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせない未然防止、早期発見・対応に、全教職員で取り組む。
- 生徒が友人や教職員と互いに信頼し会える人間関係を構築する中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に生き生きと参加・活動することができるよう、望ましい集団づくりに努める。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感・自己肯定感を高めるとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人権を尊重する態度を養う。
- いじめの未然防止・早期発見、適切な対応と早期解決を図るため、教職員間及び家庭や地域との密接な情報・行動連携に努めるとともに、状況によっては躊躇なく教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関に通報・相談し、連携して対応する。
- 学校評価において、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、学校組織内及び関係機関との連携等について、取組や達成状況を的確に評価・検証し、いじめ防止の充実・改善につなげる。

## 1 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

### (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

いじめの重大性を全教職員で認識し、特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した指導体制を確立するとともに、「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。

### (2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

「いじめは絶対に許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

### (3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

### (4) 学校基本方針による取組の評価

学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

## 2 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### (1) 教職員による観察や情報交換

生徒が示す変化や危険信号について、小さなことでも見逃すことのないよう、教職員がいつでも情報を共有できる工夫に努める。

### (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、二者・三者面談、生活ノートの活用により、きめ細やかな把握に努め、情報の共有と迅速な対応を図る。

### (3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」を設置し、教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、学校相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、学校相談員、SC等、生徒にとって最も相談しやすい人とする。

### (4) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

### 3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告、連絡、相談を行い、組織的に被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

#### (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査

生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

#### (2) いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、臨床心理士や福祉等の外部専門家の協力を得る。

#### (3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

#### (4) 集団への働きかけと継続的指導

はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

#### (5) ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発等にも努める。

### 4 重大事態について

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に教育委員会等、関係機関と連携して組織的に解決するよう努める。

- (1) 重大事態とは、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、生徒が自殺を企図した場合、精神性の疾患を発症した場合である。また、年間30日を目安とし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- (2) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。その際、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- (3) 重大事態を認知した場合、ただちに教育委員会に重大事態発生報告をする。
- (4) 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

## 5 いじめチェックリスト

### 【いじめられている生徒が発するサイン】

#### ①容姿・体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室への出入りが頻繁である。

#### ②仕草・態度

- ☐ どこかおどおどして、怯えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。教師の目を避けている。
- ☐ 集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

#### ③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。
- ☐ 今まで付き合い合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の生徒の席に誰も座ろうとしない。机の間隔が広い。

#### ④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納し始めた。
- ☐ 机やかばんなどが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

### 【いじめている生徒が家庭で出すサイン】

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなる
- ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行が悪くなる。
- ☐ 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。
- ☐ 洗わなければならない体操服を持って帰ってこない。  
(他人の物を借りて使っている可能性がある。)

## 6 年間計画

| 月 | 指 導 内 容                                                   | 月  | 指 導 内 容                                 |
|---|-----------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------|
| 4 | いじめ防止基本方針の共通理解<br>生徒の情報交換<br>PTA総会 2・3年学年PTA<br>生活アンケート調査 | 10 | 1、2年教育相談<br>生活アンケート調査                   |
| 5 | 連休明けの生徒観察、情報交換<br>生活アンケート調査                               | 11 | 3年3者面談<br>生徒会役員改選<br>生活アンケート調査          |
| 6 | 薬物乱用防止教室<br>調査長崎っ子の心を見つめる教育週間<br>(道徳公開授業)<br>生活アンケート調査    | 12 | 人権集会<br>1・2年学年PTA<br>生活アンケート調査          |
| 7 | 生徒総会<br>命に関する講話<br>生活アンケート調査                              | 1  | 長期休業明けの生徒観察、情報交換<br>新入生説明会<br>生活アンケート調査 |
| 8 | 平和祈念集会<br>1、2年2者面談 3年3者面談<br>職員研修会(情報交換、ケース会議)            | 2  | 引継ぎシート作成開始<br>生活アンケート調査                 |
| 9 | 長期休業明けの生徒観察、情報交換<br>合唱フェスティバル<br>生活アンケート調査                | 3  | 新入生についての情報交換<br>年間計画の検証、評価<br>生活アンケート調査 |

※いじめに関する主な相談窓口

| 相談窓口                                       | 電話番号                         | 相談時間             |
|--------------------------------------------|------------------------------|------------------|
| 片淵中学校                                      | 095-826-6328                 | 8:15～16:45（月～金）  |
| 子ども子育て電話相談                                 | 0120-72-5311                 | 9:00～21:00（月～金）  |
| こころの電話                                     | 095-847-7867                 | 9:00～15:15（月～金）  |
| 子ども・家庭 110 番                               | 095-844-1117                 | 9:00～20:00（ 毎日 ） |
| ヤングテレホン                                    | 0120-78-6714                 | 9:00～17:45（月～金）  |
| こども人権 110 番                                | 0120-007-110                 | 8:30～17:15（月～金）  |
| 長崎いのちの電話                                   | 095-842-4343                 | 9:00～22:00（ 毎日 ） |
| 子供SOSダイヤル                                  | 0120-0-78310                 | 24 時間（月～金）       |
| 長崎こども・女性・障害者支援センター                         | 095-844-5132                 | 9:00～17:45（月～金）  |
| 長崎市子ども相談センター                               | 095-829-1122                 | 9:00～17:30（月～金）  |
| 長崎市教育研究所教育相談<br>soudan@nagasaki-city.ed.jp | 0120-556-275                 | 9:00～16:00（月～金）  |
| 子育て支援相談電話<br>「e-kao」のHPを検索し、相談フォームへ        | 095-825-5624<br>095-822-8573 | 8:45～17:30（月～金）  |